

学生 各位

富山大学奨学担当

日本学生支援機構「留学時特別増額貸与奨学金」について

令和6年度から、日本学生支援機構の「第一種奨学金」又は「第二種奨学金」の貸与を受けている学生を対象に、「留学時特別増額貸与奨学金」の申込を受け付けます。

この奨学金は、採用となった場合、「第二種奨学金（有利子）」の一時金として、現在貸与を受けている奨学金に併せて増額貸与を受けることができる奨学金です。

「留学時特別増額貸与奨学金」の概要及び申込方法について、以下のとおりお知らせしますので、申込を希望する場合は、各キャンパス奨学担当に、事前に余裕を持って相談してください。

留学時特別増額貸与奨学金の概要

→留学を開始した月に、国内で貸与を受けている奨学金に併せて、一時金（有利子の第二種奨学金）が増額貸与される奨学金です。

奨学金の種類	第二種奨学金（有利子）
貸与始期	留学開始月
貸与金額	10万円～50万円の10万円単位の金額から選択
利率	増額貸与利率が適用されます
利率の算定方法	すでに「第二種」奨学金を受けている場合
保証制度	→貸与中の第二種貸与奨学金と同じとなります。
振込口座	現在、「第一種」奨学金のみを受けている場合 →この増額貸与奨学金の申込時に選択します。
奨学生番号	新たに「留学時特別増額貸与奨学金」の番号が付与されます。

対象者（次の①～③の全ての要件を満たす者）

①国内の大学等及び大学院に在学中で、第一種奨学金又は第二種奨学金の貸与を受けている奨学生

※ 留学開始年月において、振込中であること
（休停止中は、申込資格はありません）。

②海外の大学等・大学院に、以下ア.～ウ.のいずれかの条件で3か月以上留学する学生

ア. 国内在籍学校の学生交流に関する協定等に基づく留学であること（派遣留学、交換留学）

- イ. 留学により取得した単位が、国内在籍学校の単位として認定される留学であること（認定留学）
- ウ. 大学院在籍中の学生の研究のための留学（研究留学）で、国内在籍学校長が有意義と認めた留学であること
- ※ 語学学校への留学は、原則として本奨学金の申込対象とはなりません。ただし、上記ア又はイの留学形態のいずれかに該当し、かつ大学附属の語学学校・語学センターへの留学である場合は、本奨学金の申込対象となります。

③日本政策金融公庫の「国の教育ローン」を申し込み、審査の結果、融資を受けられなかった世帯の学生

- ※ 「国の教育ローン」の審査対象外だった（要件を満たさないため申込を受け付けてもらえなかった）場合、審査の結果、融資を受けることができた場合は、本奨学金の対象となりません。

申込書類及び提出期限

- ・申込には以下（１）～（４）の書類の提出が必要です。

(1) 「留学時特別増額貸与奨学金申込書」	(1)と(2)の機構様式は、本奨学金に申込希望である旨を申し出た学生に配付します。
(2) 「留学時特別増額貸与奨学金に係る申告書」	
(3) 留学先大学からの「受入れ許可書」 <u>(日本語訳の添付必須)</u>	「海外留学支援制度(協定派遣)」で留学する学生は、提出不要です。
(4) 「国の教育ローン」を融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー	

提出期限

- 日本学生支援機構への提出期限は「留学後3か月以内」となっています。
本学への申込書類の提出期限は、申込希望の申し出があった際に別途お知らせします。

注意事項

- ・上記のとおり、この「留学時特別増額貸与奨学金」は、すでに国内貸与奨学金（一種、又は二種）の貸与を受けている学生を対象としたものとなっています。今後留学を考えており、本奨学金の利用を希望する場合は、先に日本学生支援機構の国内貸与奨学金（毎年4月と9月の2回募集しています）に申し込んでください。
- ・本奨学金に採用となった場合、改めて「返還誓約書」等の提出が必要となります（増額貸与奨学金の交付から3か月以内）。